

西日本災害・北海道胆振東部地震の被災・避難会員に対する

2018 学会年度会費免除措置について

日本教育社会学会では、西日本地域の災害(平成 30 年 7 月豪雨、台風 21 号)・北海道胆振東部地震の被災及び避難により研究活動に支障をきたす状況にある会員を対象に、本人からの申請に基づき、2018 学会年度会費(2018 年 9 月~2019 年 8 月)を全額免除することになりました。この措置を希望される会員は、以下の留意事項をお読みの上、学会事務局に申請してください。また、お知り合いで被災・避難された会員の方をご存知の方は、この件についてお伝えいただければ幸いです。

1. 会費免除の対象者は、西日本地域の災害(平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風 21 号)・北海道胆振東部地震の被災・避難のために研究活動に支障をきたしている現会員です。
2. 会費免除を希望される方は、2019 年 1 月末日までに自己申告してください。なお、特段の事情があつて 1 月末までにご連絡いただけない場合は随時、事務局までご相談ください。
3. 自己申告の際は、申請用紙(ここから(word 版)・(pdf 版)ダウンロードできます)を、メール添付ファイル・郵送・FAX により下記の学会事務局にお送りください。その際には申請書の「8. 研究活動への影響」に被災の状況、現況などをできるだけ詳細にご記入ください。事務局長による書類確認により免除が認められれば、2018 学会年度の会費を免除します。また、2018 学会年度の会費をすでにお支払い済みの場合には、返金いたします。
4. 今回の免除措置が適用された場合も、会員としての諸権利は会費納入者と同様に認められます。

<送付先>

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 1-24-1-4F

(株)ガリレオ学会業務情報化センター内 日本教育社会学会事務局

Tel: 03-5981-9824 / Fax: 03-5981-9852 E-mail: g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp

【注意】今回の会費免除措置は 2018 年度(2018 年 9 月~2019 年 8 月)の会費に限定したものです。援助の対象者であっても、次年度以降(2019 年 9 月~)の会費はご負担いただくこととなります。

日本教育社会学会
西日本災害・北海道胆振東部地震被災・避難による
2018 学会年度会費免除申請書

私は、西日本災害・北海道胆振東部地震での被災・避難に伴い、2018 学会年度の会費免除措置を申請します。

1	記入年月日	
2	会員 No. (分からない場合は空欄可)	
3	氏 名	
4	登録住所	
	避難されている場合：避難先住所	
5	登録電話番号	
	現在、つながりやすい電話番号	
6	E-mail アドレス	
7	所属機関・部局名	
8	研究活動への影響 (被災・避難による現況などをご記入ください。なお、罹災証明書・被災証明書の写しをお届けいただければ、この欄は記入する必要はありません)	

申請書を送付後、3週間経っても連絡のメールが届かない場合は学会事務局 (g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp) にご連絡下さい。

※本申請書を原則として 2019 年 1 月末までに、メール・郵送・FAX により下記の送付先にお届けください。

特段の事情があって 1 月末までにご連絡いただけなかった場合は随時、事務局までご相談下さい。

<送付先> 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-24-1-4F

(株)ガリレオ学会業務情報化センター内 日本教育社会学会事務局

Tel: 03-5981-9824 / Fax: 03-5981-9852 E-mail: g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp

【社内連絡欄】

受付

送信

確認